国立大学法人滋賀医科大学新年俸制適用教員給与規程

令和３年２月１日制　　定
令和７年４月１日最終改正

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は，国立大学法人滋賀医科大学教職員就業規則（以下「教職員就業規則」という。）第 26 条の規定に基づき，国立大学法人滋賀医科大学に常時勤務する教職員のうち，令和３年２月１日以降に年俸制を適用する教員（以下「新年俸制適用教員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において，「月給制適用教員」とは国立大学法人滋賀医科大学教職員給与規程（以下「教職員給与規程」という。）第５条第２項第４号に規定する教育職基本給表の適用を受ける教員をいう。

２　この規程において，「旧年俸制適用教員」とは国立大学法人滋賀医科大学年俸制適用教職員給与規程の適用を受ける教員をいう。

（対象者）

第３条　新年俸制適用教員は，次の各号のいずれかに掲げる教員とする。

(1)　本学に新たに採用された者

(2)　月給制適用教員から新年俸制適用教員に異動する者

(3)　旧年俸制適用教員から新年俸制適用教員に異動する者

２　前項の規定にかかわらず，学長が特別の事情があると認める場合には，新年俸制適用教員とはしない。

（給与の種類）

第４条　新年俸制適用教員の給与は，基本年俸，業績給及び諸手当とする。

２　諸手当は，基本給の調整額，扶養手当，初任給調整手当，管理職手当，地域手当，住居手当，通勤手当，単身赴任手当，特殊勤務手当，超過勤務手当，休日給，夜勤手当，宿日直手当，管理職員特別勤務手当及び期末手当とする。

（給与の支給日）

第５条　基本年俸は，その 12 分の１の額を基本年俸月額（以下「基本給月額」という。）として，毎月 21 日（以下「支給定日」という。）にその月の全額を支給する。

２　業績給及び期末手当は，６月 30 日及び 12 月 10 日に支給する。

３　諸手当（期末手当を除く。）は，教職員給与規程第４条第１項に準じて支給する。

４　前３項の規定により給与を支給する場合において，当該月の支給定日（業績給及び

期末手当にあっては，６月 30 日及び 12 月 10 日。）が国立大学法人滋賀医科大学教職員の労働時間，休日及び休暇等に関する規程（以下「労働時間等に関する規程」という。）第８条第１項第１号から第５号までに掲げる日（以下この項において「休業日」という。）に当たるときは，支給定日の前日（その日が休業日に当たるときは，支給定日の前々日（その日が休業日に当たるときは，支給定日の翌日以降の最初の休業日でない日））に支給する。

（給与の支払）

第６条　新年俸制適用教員の給与は，教職員給与規程第２条に準じて支払うものとする。

第２章　基本年俸

（基本年俸）

第７条　基本年俸は，年俸制教育職基本年俸表（別表第１）に定める職名及び号俸に基づき支給する。

２　基本年俸の適用期間は，１月１日から 12 月 31 日までの１年間とする。

３　前項の規定にかかわらず，基本年俸の適用期間の途中で新年俸制適用教員となった者の基本年俸の適用期間の始期は，新年俸制適用教員となった日とする。

４　基本年俸の額は，その者の学歴，免許及び職務経験等（年俸制の適用を受けない教職員から新年俸制適用教員となった教職員については，このほか，当該教職員の職名及び年俸制適用教員となった日の前日において受けていた基本給の額，業績等）を勘案し，その級及び号俸を決定する。

（基本年俸の改定）

第８条　新年俸制適用教員の基本年俸の改定時期は毎年１月１日とし，同日前１年間（以下「基本年俸評価期間」という。）におけるその者の教員評価結果に基づいて，次の表に定める基準に従って行うものとする。ただし，基本年俸評価期間の全部又は一部について在職していない者は，その期間に応じた調整を行う。

<table>
<tr><th rowspan="3">成績区分</th><th rowspan="3">教員評価結果</th><th colspan="3">改定号俸</th></tr>
<tr><th rowspan="2">教授</th><th colspan="2">教授以外</th></tr>
<tr><th>55 歳未満</th><th>55 歳を超える</th></tr>
<tr><td rowspan="2">極めて優秀</td><td>ＳＳ</td><td rowspan="3">＋２</td><td rowspan="3">＋８</td><td rowspan="3">＋２</td></tr>
<tr><td>Ｓ</td></tr>
<tr><td>特に優秀</td><td>Ａ</td></tr>
<tr><td>優秀</td><td>Ｂ</td><td>＋１</td><td>＋６</td><td>＋１</td></tr>
</table>

良好	C	0	＋4	0
	なし			
良好でない	D	0	＋2	0
	E	0	0	0

2　第１項に規定する教員評価結果のない者とは，第７条第３項に該当し教員評価が得られない者をいう。

3　前２項に規定するもののほか，基本年俸の改定に関し必要な事項は，別に定める。

第３章　業績給

（業績給）

第９条　業績給は，６月１日及び 12 月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する新年俸制適用教員に対し，基準日以前６箇月以内の期間における在職期間及び前年度の業績に対する業績評価に応じて支給する。

2　業績給の成績率は，業績給成績率表（別表第２）に定めるとおり学長が決定する。

3　前年度の業績に対する業績評価によらない者の業績給の成績率は，前項の規定にかかわらず，次の各号に掲げる成績率とする。

(1)　基準日の属する年に第３条第１項第１号の適用を受けた者の当該年の業績給の成績率　成績区分「良好」に対応する成績率

(2)　基準日の属する年に第３条第１項第２号の適用を受けた者の当該年の業績給の成績率　別表第３に定めるとおり

(3)　基準日の属する年に第３条第１項第３号の適用を受けた者の当該年の業績給の成績率　別表第４に定めるとおり

4　基準日以前６箇月以内の期間における在職期間が零により，第２項において決定した成績率による業績給の支給が当該年においてなかった場合，原則として翌年の業績給の成績率は，成績区分「良好」を適用する。

5　前４項に規定するもののほか，業績給の支給に関し必要な事項は，教職員給与規程第 30 条に規定する勤勉手当を準用する。

6　前項の規定にかかわらず，旧年俸制適用教員の期間は在職期間に含めない。

第４章　諸手当

（諸手当）

第 10 条　諸手当の支給は，教職員給与規程第 14 条から第 25 条及び第 27 条から第 29 条の規定を準用する。

２　前項の規定にかかわらず，旧年俸制適用教員の期間は期末手当の在職期間に含めない。

第５章　その他

（規定の適用等）

第 11 条　新年俸制適用教員の給与に関する事項については，この規程に定めるもののほかは，教職員給与規程を適用または準用し，「教育職」を「年俸制教育職」及び「教育職基本給表」を「年俸制教育職基本年俸表」に読み替えて支給する。

（給与の額等の改定）

第 12 条　この規程に定める基本年俸等は，国家公務員の給与の改定状況のほか，本学の業務の実績を考慮し，かつ，社会一般の情勢に適合したものとなるように改定するものとする。

第６章　規程の実施

（実施に関し必要な事項）

第 13 条　この規程の実施に関し必要な事項は，学長が別に定める。

（この規程により難い場合の措置）

第 14 条　特別の事情により，この規程によることが出来ない場合又はこの規程によることが著しく不適当であると学長が認める場合は，別段の取扱いをすることができる。

附　　則

（施行期日）

この規程は，令和３年２月１日より施行する。

附　　則

（施行期日）

この規程は，令和４年 12 月 14 日より施行し，令和４年 12 月１日より適用する。

（令和４年 12 月期における業績給成績率）

第１条　令和４年 12 月に支給する業績給成績率については，第９条の規定にかかわらず，次表に定める率とする。この場合において，業績給の総額は，新年俸適用教員の教職員給与規程第 30 条第 2 項に規定する勤勉手当基礎額相当額に当該新年俸適用教

員がそれぞれ令和４年 12 月１日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 105 を乗じて得た額の総額を超えないものとする。

業績給成績率表（第９条第２項関係）

成績区分	前年度の業績に対する業績評価	成績率
極めて優秀	ＳＳ	成績区分「特に優秀」の成績率の+20%以上で学長が決定する率
	Ｓ	100 分の 136.5
特に優秀	Ａ	100 分の 125
優秀	Ｂ	100 分の 113.5
良好	Ｃ	100 分の 102
良好でない	ＤまたはＥ	100 分の 70.5
懲戒処分に準ずる	評価期間において懲戒処分に準ずる処分等を受けた教員	100 分の 65
譴責	評価期間において譴責の処分を受けた教員	100 分の 60
減給	評価期間において減給の処分を受けた教員	100 分の 49.5
停職	評価期間において停職の処分を受けた教員	100 分の 39

月給制適用教員から新年俸制適用教員に異動する者の業績給成績率表（第９条第３項第２号関係）

成績区分	基準日の属する年の月給制適用教員の昇給区分	成績率
特に優秀	Ａ	100 分の 125
優秀	Ｂ	100 分の 113.5
良好	Ｃ	100 分の 102
良好でない	ＤまたはＥ	100 分の 70.5

旧年俸制適用教員から新年俸制適用教員に異動する者の業績給成績率表（第９条第３項第３号関係）

成績区分	基準日の直近の旧年俸制適用教員の成績区分	成績率
極めて優秀	Ｓ	100 分の 136.5
特に優秀	Ａ	100 分の 125
優秀	Ｂ	100 分の 113.5
良好	Ｃ	100 分の 102
良好でない	ＤまたはＥ	100 分の 70.5

附　　則

（施行期日）

この規程は，令和５年 12 月 13 日より施行し，令和５年 12 月１日より適用する。

（令和５年 12 月期における業績給成績率）

第１条　令和５年 12 月に支給する業績給成績率については，第９条の規定にかかわらず，次表に定める率とする。この場合において，業績給の総額は，新年俸適用教員の教職員給与規程第 30 条第 2 項に規定する勤勉手当基礎額相当額に当該新年俸適用教員がそれぞれ令和５年 12 月１日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 105 を乗じて得た額の総額を超えないものとする。

業績給成績率表（第９条第２項関係）

成績区分	前年度の業績に対する業績評価	成績率
極めて優秀	ＳＳ	成績区分「特に優秀」の成績率の+20%以上で学長が決定する率
	Ｓ	100 分の 136.5
特に優秀	Ａ	100 分の 125
優秀	Ｂ	100 分の 113.5
良好	Ｃ	100 分の 102
良好でない	ＤまたはＥ	100 分の 70.5
懲戒処分に準ずる	評価期間において懲戒処分に準ずる処分等を受けた教員	100 分の 65
譴責	評価期間において譴責の処分を受けた教員	100 分の 60
減給	評価期間において減給の処分を受けた教員	100 分の 49.5
停職	評価期間において停職の処分を受けた教員	100 分の 39

月給制適用教員から新年俸制適用教員に異動する者の業績給成績率表（第９条第３項第２号関係）

成績区分	基準日の属する年の月給制適用教員の昇給区分	成績率
特に優秀	Ａ	100 分の 125
優秀	Ｂ	100 分の 113.5
良好	Ｃ	100 分の 102
良好でない	ＤまたはＥ	100 分の 70.5

旧年俸制適用教員から新年俸制適用教員に異動する者の業績給成績率表（第９条第３項第３号関係）

成績区分	基準日の直近の旧年俸制適用教員の成績区分	成績率

極めて優秀	S	100 分の 136.5
特に優秀	A	100 分の 125
優秀	B	100 分の 113.5
良好	C	100 分の 102
良好でない	DまたはE	100 分の 70.5

附　　則

（施行期日）

この規程は，令和７年１月 21 日より施行し，令和７年１月１日より適用する。

附　　則

（施行期日）

この規程は，令和７年４月１日より施行する。

別表第１　年俸制教育職基本年俸表（第７条第１項関係）

級	2級	3級	4級	5級
号	助教･助手	講師	准教授	教授
	円	円	円	円
1	3,136,800	4,083,600	4,723,200	5,592,000
2	3,163,200	4,102,800	4,743,600	5,690,400
3	3,188,400	4,122,000	4,760,400	5,791,200
4	3,211,200	4,140,000	4,776,000	5,889,600
5	3,232,800	4,158,000	4,790,400	5,984,400
6	3,250,800	4,177,200	4,802,400	6,074,400
7	3,268,800	4,196,400	4,814,400	6,162,000
8	3,286,800	4,215,600	4,826,400	6,246,000
9	3,308,400	4,232,400	4,837,200	6,322,800
10	3,332,400	4,256,400	4,850,400	6,387,600
11	3,356,400	4,280,400	4,863,600	6,445,200
12	3,380,400	4,304,400	4,876,800	6,498,000
13	3,404,400	4,326,000	4,890,000	6,536,400
14	3,430,800	4,345,200	4,903,200	6,571,200
15	3,456,000	4,364,400	4,916,400	6,604,800
16	3,481,200	4,383,600	4,929,600	6,633,600
17	3,504,000	4,399,200	4,942,800	6,657,600
18	3,536,400	4,417,200	4,956,000	
19	3,568,800	4,434,000	4,969,200	
20	3,600,000	4,449,600	4,983,600	
21	3,631,200	4,465,200	4,995,600	
22	3,660,000	4,479,600	5,008,800	
23	3,688,800	4,494,000	5,022,000	
24	3,715,200	4,507,200	5,036,400	
25	3,741,600	4,520,400	5,047,200	
26	3,765,600	4,537,200	5,060,400	
27	3,789,600	4,552,800	5,073,600	
28	3,813,600	4,568,400	5,085,600	
29	3,837,600	4,584,000	5,097,600	
30	3,860,400	4,599,600	5,110,800	
31	3,883,200	4,615,200	5,124,000	
32	3,906,000	4,630,800	5,137,200	
33	3,927,600	4,646,400	5,149,200	
34	3,950,400	4,660,800	5,163,600	
35	3,973,200	4,675,200	5,178,000	
36	3,996,000	4,688,400	5,192,400	
37	4,016,400	4,701,600	5,200,800	
38	4,030,800	4,716,000	5,211,600	
39	4,044,000	4,729,200	5,222,400	
40	4,057,200	4,742,400	5,232,000	
41	4,064,400	4,755,600	5,241,600	
42	4,069,200	4,770,000	5,252,400	
43	4,074,000	4,784,400	5,263,200	
44	4,078,800	4,797,600	5,272,800	
45	4,086,000	4,809,600	5,281,200	
46	4,092,000	4,821,600	5,292,000	
47	4,098,000	4,833,600	5,304,000	
48	4,102,800	4,844,400	5,314,800	
49	4,107,600	4,858,800	5,325,600	
50	4,112,400	4,875,600	5,336,400	
51	4,117,200	4,892,400	5,348,400	
52	4,122,000	4,909,200	5,359,200	
53	4,126,800	4,918,800	5,371,200	
54	4,131,600	4,930,800	5,383,200	
55	4,136,400	4,942,800	5,394,000	
56	4,141,200	4,956,000	5,406,000	
57	4,146,000	4,966,800	5,416,800	
58	4,150,800	4,976,400	5,427,600	
59	4,155,600	4,986,000	5,438,400	
60	4,160,400	4,994,400	5,450,400	
61	4,165,200	5,002,800	5,460,000	
62	4,170,000	5,013,600	5,464,800	
63	4,174,800	5,023,200	5,472,000	
64	4,179,600	5,030,400	5,479,200	

65	4,184,400	5,037,600	5,487,600	
66	4,189,200	5,043,600	5,496,000	
67	4,194,000	5,048,400	5,499,600	
68	4,198,800	5,053,200	5,506,800	
69	4,203,600	5,056,800	5,511,600	
70	4,209,600	5,061,600	5,516,400	
71	4,214,400	5,065,200	5,521,200	
72	4,219,200	5,070,000	5,524,800	
73	4,222,800	5,073,600	5,528,400	
74	4,228,800	5,078,400	5,532,000	
75	4,233,600	5,083,200	5,538,000	
76	4,238,400	5,088,000	5,541,600	
77	4,243,200	5,091,600	5,545,200	
78	4,249,200	5,095,200	5,548,800	
79	4,255,200	5,100,000	5,552,400	
80	4,261,200	5,103,600	5,556,000	
81	4,267,200	5,107,200	5,559,600	
82	4,275,600	5,112,000	5,565,600	
83	4,284,000	5,115,600	5,569,200	
84	4,292,400	5,119,200	5,572,800	
85	4,299,600	5,122,800	5,576,400	
86	4,306,800	5,126,400		
87	4,314,000	5,130,000		
88	4,321,200	5,133,600		
89	4,327,200	5,137,200		
90	4,332,000	5,140,800		
91	4,336,800	5,144,400		
92	4,341,600	5,148,000		
93	4,346,400	5,151,600		
94	4,351,200	5,155,200		
95	4,357,200	5,158,800		
96	4,362,000	5,162,400		
97	4,369,200	5,166,000		
98	4,375,200	5,169,600		
99	4,380,000	5,173,200		
100	4,386,000	5,176,800		
101	4,390,800	5,180,400		
102	4,396,800	5,184,000		
103	4,400,400	5,187,600		
104	4,405,200	5,191,200		
105	4,411,200	5,193,600		
106	4,416,000			
107	4,422,000			
108	4,428,000			
109	4,432,800			
110	4,438,800			
111	4,443,600			
112	4,448,400			
113	4,453,200			
114	4,458,000			
115	4,462,800			
116	4,467,600			
117	4,472,400			
118	4,477,200			
119	4,482,000			
120	4,486,800			
121	4,490,400			
122	4,495,200			
123	4,501,200			
124	4,504,800			
125	4,509,600			
126	4,515,600			
127	4,521,600			
128	4,526,400			
129	4,531,200			
130	4,537,200			
131	4,543,200			

132	4,549,200			
133	4,555,200			
134	4,561,200			
135	4,567,200			
136	4,573,200			
137	4,579,200			
138	4,585,200			
139	4,591,200			
140	4,597,200			
141	4,603,200			

別表第２　業績給成績率表（第９条第２項関係）

成績区分	前年度の業績に対する業績評価	成績率
極めて優秀	ＳＳ	成績区分「特に優秀」の成績率の+20%以上で学長が決定する率
	S	100 分の 136.5
特に優秀	A	100 分の 125
優秀	B	100 分の 113.5
良好	C	100 分の 102
良好でない	ＤまたはＥ	100 分の 70.5
懲戒処分に準ずる	評価期間において懲戒処分に準ずる処分等を受けた教員	100 分の 65
譴責	評価期間において譴責の処分を受けた教員	100 分の 60
減給	評価期間において減給の処分を受けた教員	100 分の 49.5
停職	評価期間において停職の処分を受けた教員	100 分の 39

別表第３　月給制適用教員から新年俸制適用教員に異動する者の業績給成績率表（第９条第３項第２号関係）

成績区分	基準日の属する年の月給制適用教員の昇給区分	成績率
特に優秀	A	100 分の 125
優秀	B	100 分の 113.5
良好	C	100 分の 102
良好でない	ＤまたはＥ	100 分の 70.5

別表第４　旧年俸制適用教員から新年俸制適用教員に異動する者の業績給成績率表（第９条第３項第３号関係）

成績区分	基準日の直近の旧年俸制適用教員の成績区分	成績率
極めて優秀	S	100 分の 136.5

特に優秀	A	100 分の 125
優秀	B	100 分の 113.5
良好	C	100 分の 102
良好でない	DまたはE	100 分の 70.5